

総務企画委員会記録  
<第1号>

令和3年第4回沖縄県議会（定例会）閉会中

令和3年7月28日（水曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第1号>

### 開会の日時

年月日 令和3年7月28日 水曜日  
開 会 午前10時5分  
散 会 午前11時55分

### 場 所

第7委員会室

### 議 題

- 1 参考人からの意見聴取について（陳情第114号尚学学園の運営改善等及び顧問弁護士に関する陳情について）
- 2 参考人招致について（追加議題）

### 出席委員

委 員 長	又 吉 清 義 君
副 委 員 長	島 尻 忠 明 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	花 城 大 輔 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	山 里 将 雄 君
委 員	当 山 勝 利 君
委 員	西 銘 純 恵 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	國 仲 昌 二 君
委 員	仲宗根 悟 君

委員 平 良 昭 一 君

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

當 間 盛 夫 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人)

尚学学園前理事 名城 文 夫 君

(補助者)

尚学学園前理事 喜舎場 静 夫 君

---

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

陳情第114号に係る参考人からの意見聴取についてを議題といたします。

なお、ただいまの参考人からの意見聴取につきましては、去る7月2日の本委員会での決定に基づき、関係者を参考人として招致し、説明を求めるものがあります。

本日の参考人として、尚学学園前理事の名城文夫氏の出席をお願いしております。

名城文夫参考人から、補助者として喜舎場静夫氏を同席させ、必要に応じて発言させたいとの申出があり、委員長として適当であると判断し、出席を許可したことを御報告いたします。

参考人及び補助者には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の説明の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員

に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、参考人から、陳情の提出に至る背景及び目的等について、10分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

名城文夫参考人。

○名城文夫参考人 御紹介にあずかりました沖縄尚学学園元理事の名城文夫です。

簡単に自己紹介してもよろしいですか。私自身は元副理事長と那覇高校で同級生で、10代には一緒にバンドをやっていたり、家族ぐるみで付き合いがありまして、理事を依頼されて引き受けていたんですけれども、私自身は那覇高は2年で中退してそのままアメリカの大学・大学院を出て、ウォール街で金融を30年弱くらいやっています、現在は音楽事務所をやっている、メジャーアーティストを4組輩出しております。

今般、この陳情に至った経緯を簡単に御説明申し上げますと、幾つか懸念がありまして、まず、現在非常に懸念されている点—これは理事長及び現状の学校の顧問弁護士が反社会的というかもともと犯罪歴がある方とつながりがありまして、その辺で学校が若干疲弊している部分があると。

具体的に申し上げますと、理事長が去年相談役として任命された方が実刑判決を受けるような犯罪歴がある方で、そのとき私自身その件は理事会にも報告がなかったので知る由はなかったんですけれども、後で調べたらやはり犯罪歴があるということと、過去に専門学校とか乗っ取ったり売却したりというような件にも関わっているということで非常に危惧するに至って—この相談役はいろいろあって1か月程度で解任はされておりますけれども、この相談役が連れてきたのが現在学校の顧問弁護士をやっている方ですけれども、この顧問弁護士と元相談役が一番最初に理事長に提案している文書を入手していますけれども、まずここにいる喜舎場前理事と自分を解任したほうがいいということと評議員会—理事会の構成を変えたほうがいいと。寄附行為も書き換えたほうがいいというようなことを、元副理事長が亡くなってほぼすぐ—2週間以内くらいだったと思うんですけれども、そういう提案をしに相談役が来ていて、この相談役が推薦してこの提案文書には顧問弁護士になる方の名前も連名で載ってますけれども、そうやって今学園にそういう方々が関わっているということに関して非常に懸念をしております。

あと、この学園自体は—いわゆる学園の統治としては理事会が最高統治機関—決定機関ということになっておりますけれども、現在どういう状況かということ、去年、監事の方もその辺理事会が形骸化しているんじゃないかということ

で、理事会で問題を実際提起しています。ただ、それに関しては理事長自身は自分の言うことを聞くイエスマンしか理事には入れないんだと、自分に反対する理事及び評議員はもう要らんということを明言されて実際に何が起きたかという、問題提起をしていた理事—ここに2名いますけれども、退任させられて、退任理由も告げられていないですよ、何で退任させられたかっていう理由も全く当事者には提起されていません。

あともう一人は元教頭先生で、理事長補佐もやっていた学校の先生—理事も兼ねていましたけれどこの理事も退任に追い込まれています。あと評議員も1名、やはり苦言を呈したということで退任させられています。

そういう形で、今新たに入った理事の人たちは利益相反関係者である尚学院—塾の関係者が新たに4名入ってきて現状理事会の大部分が三親等以内の肉親、あといわゆる利益相反関係にある塾である尚学院の職員あるいは元職員で、理事長のことなら盲目的にイエスという人で、あとは尚学院の大口取引先の方とかいわゆる利益相反関係にある方々が大部分を占めていまして意見が出ない。私が最後に2回理事会に出席したときには、自分と監事以外の理事の方は一言も発言しないで粛々と議案が進んでいくような形になっておりますので、誰も意見を言わない、言えないような状況で統治機構としては機能していないということで、当時の監事—今日ちょっと決算ということで来られなかったんですけれども、もともと監事であった大城定理先生が理事会でもそれについて苦言を呈してましたし、総務私学課のほうにその旨—違法送金の件だとか、理事会が形骸化している件とかを含めて証拠書類も含めて総務私学課のほうに報告に行ったという経緯があります。これが去年の10月末だったと記憶しておりますけれども、そのときに報告に行っているというところですよ。

今は現状、学校教育として生徒が一番大切だと思うんですけれども、今日ここにPTAの保護者の方も本来は出席することになっておったんですけれども、結局PTAの役員にも顧問弁護士と理事長、副理事長から圧がかかっておりまして、県議会のほうにもPTAの役員のほうから陳述書が1度出ていると思うんですけれど、これに関して理事長と顧問弁護士名であることないことを陳述するんじゃないと—実際あることないことじゃなくて実際に陳述した内容については証拠は全て総務私学課のほうに提出しておるんですけれども、もしこういうことが続くようであれば法的措置も辞さないということで警告文が送られてきておりまして—PTAの役員のところですよ。だから異常な状況だと思うんですけれども、お子さんがやはり保護者の中でも苦言を呈した役員が何名かいて、お子さんも高校3年生ですけれども、子供がほかの保護者から生徒に対してあの役員の子供とはもう話すなど。内申書とか推薦に悪影響を及ぼ

すかもしれないから、あそこの子供とは一切関係性を持つなということで学校で既にいじめに近いような村八分的な状況に置かれていて、子供のこともちょっと心配なので今日は出席ができないということで欠席されておりますけれども、このPTAの役員も前回副会長で、今回会長として選挙で最多票で当選していたんですけれども、その陳述書を出したり学校の経営に対して苦言を呈したという理由で解任—学校が解任する権利があるかどうかちょっと分からないんですけれども、選挙で当選しているPTAの会長を学校側と顧問弁護士が排除した形になっております。

あと生徒に対する影響としては、やはり生徒会役員とかが卒業式とか卒業アルバムの制作に関わっているんですけれども、学校側の弁護士、理事長、副理事長から故副理事長に関する写真、追悼文、卒業式で座席を用意すること、あるいは遺影を用意すること、一切駄目だということで実際に卒業アルバムにも写真も載っていないし名前も記載されていないし、生徒が用意した追悼文も一切掲載されないことになったようで、それに関してやはり今回卒業した生徒たちは心を痛めている生徒たちもいて、実際にはお別れの会を開くと学校側が約束していたんですけれども、これもほごにされていて生徒によっては卒業式の後、アルバムの理事長と副理事長の写真を破って捨てた生徒もいたというやに聞いているので、生徒にとっては非常に心を痛めたことだと思います。

それで要望としては、今総務私学課のほうにもいろいろ提出しているんですが、なかなか前に進んでいない状況で、担当者もいなくなっておりますので、きちんと第三者委員会を立ち上げていただいて、現状どうなんだというところをきちんと調査していただくことが大事かなと思っております。

○又吉清義委員長 参考人の説明は終わりました。

これより、陳情第114号に係る参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 今回の陳情をいろいろ何回かお聞きして、総務私学課が皆さんの相談を受けた中でなかなか調査が進んでいないということに対して、参考人はどう思われているんでしょうか。

○名城文夫参考人 まず、前回の総務私学課の下地課長のほうで調査をしたが

法的問題は何もなかったというふうにおっしゃっていたんで、これはちょっとどういうことかなど。実際には違法送金があったりとか理事会の承認を得ないような送金が実際起きていたりとかいうことがあり、その旨証拠も提出しているんですけども、宮平班長―異動になっていますけれども―にその旨、この答弁というのはどういう意味合いなんだというふうに直接聞いたところによりますと、違法性がなかったというのはあくまでも沖縄尚学院一塾から沖縄尚学園一学校のほうに出向が大体10名前後ぐらいいますけれども、その出向に関しては契約もあるし、違法性がなかったと。違法性がなかったという答弁については、その出向に関してのみであると。ですから違法送金があったのかなかったのかその辺の残りについてはこれからだというふうに伺っております。

**○仲村家治委員** まさしく名城参考人がおっしゃるとおり、私も何回か質問したんですけども、何か人ごとのような話し方―答弁をなさっていて、私学法の第60条に所管庁である県知事が措置命令を下す権限があるということがうたわれているじゃないですか。この中でも明確にそのことを第60条ではうたっています。ですから、皆さんが総務私学課のほうに調査を依頼して、それが中途半端な形でなかなか前に進まなかったということに対して、先ほど出向の契約もあるしそれ以上の違反行為はなかったと断言しているんですけども、まだまだ皆さんが要求した―まだ実施していない調査があると思うんですけど、それをもう一度明確に教えていただけますでしょうか。

**○名城文夫参考人** まずは理事長による違法送金未遂―これ実際には私学法も変わりまして、利益相反関係にある取引先とは理事会に承認を得ないといけないうことになっていますけれども、理事会に承認を得ないで、たしか3500万円相当だったと思うんですけども、この送金未遂が1回起きております。それを懸念したので一応理事長に今後こういうことはやらないようにという形で、当時の事務方のトップと故副理事長と自分で文書をつくって本人に読んで聞かせて理解させた上で署名・捺印もさせているんですけども、その翌日にまた同等の理事会に承認を得ないような送金が実際に発生して、返金することになったんですけども、実際には返したからいいだろうとか、県から5億6000万円も助成金が出ているんだから1億円ぐらい尚学院にあげても罰は当たらないだろう的な発言が継続的に出ている現状があります。その辺も統治機能がうまく働いていなくて、理事会が形骸化している今は非常に危険かなと思います。

○仲村家治委員 先ほど理事会の件で正常に機能していないとおっしゃったんですけれども、名城さんも喜舎場さんも理事をやっていて、尚学学園の運営に大変深く関わってきたわけですね。そうすると、先ほど解任に近い一首になったというような発言があったんですけれども、通常でしたら、理事の選出は、交代するにしてもどのような手続を踏むんでしょうか。

○名城文夫参考人 基本的には理事会に候補者を提出して理事会にかけて、理事会で過半数の承認がないと理事になれないし解任もできないということになっております。

○仲村家治委員 そうすると、その手続を踏まずに一方的に名城さんたちは辞任してくださいというふうになったんですか。

○名城文夫参考人 これがちょっと複雑なんですけれども。もともと理事会自体は理事長に盲目的に賛成する方と普通に学校のためにいろんな判断をする理事と数は拮抗していたんですけれども、副理事長が亡くなったことによってそのバランスが微妙な形になり、当時は盲目的に追随しない理事が4名、理事長に盲目的に追随する方が3名いらっしゃったんですけれども、自分たちを一理事を解任するために新しい一理事長いわくイエスマン的な理事を3名から4名入れるということになったときに、4対3で否決してまともな拮抗した理事会を継続できると思っていたんですけれども、4名の中の理事の1名が—これは尚学院の取引先であったりもするんですけれども、この方が突然理事長賛成に回った結果、3対4で尚学院一塾の関係者がいきなり4人も入ってきてこのバランスが崩れて退任させられたという経緯です。

○仲村家治委員 この運営の部分っていうのは確かに学校サイドの運営の問題なので私たちがどうやって話をするかというのは……。

先ほどの話に戻りますけれども、私学法60条の中でその辺の学校の運営の仕方とか県側が聞き取って適正に運営してくださいよという権利はあると思います。

○名城文夫参考人 万一、文科省の通達あるいは趣旨に違反している場合は当然、総務私学課のほうで措置命令をする権限はあると理解しております。

○仲村家治委員 ですから、なおさら県はしっかりとこの辺調査をして、しっ

かりとした形で公にすべきだと私は思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○名城文夫参考人 10月30日から9か月くらいたっている中、現状を踏まえますと総務私学課の班長に結構過激な質問したことがあります。今法令違反がないから何もやらないとおっしゃったんで、例えば暴力団の組員とかが理事長になりましたと、こういう場合に措置命令とか是正勧告とかするんですかと質問したら、できないしやらないだろうとおっしゃったんで、びっくりですけど、そういう事態を踏まえると、中立的な第三者機関を立てて調査しないとこれ以上前に進まないんじゃないかという懸念はあります。

○仲村家治委員 質問変わりますけれども、元相談役について顧問弁護士との関係というのはよく分からない部分があるんですけども、もう少し詳しくお話できませんか。

○名城文夫参考人 これ実際には学校の先生から陳述書も取ってますけれども、その相談役が学校に来て一副理事長がお亡くなりになってほぼすぐ理事長のところに来て、喜舎場理事と名城文夫理事は解任したほうがいいですよと、それにぴったりの敏腕の弁護士がいますよということで今の顧問弁護士を相談役が連れてきた経緯はありますけれど。その場にこの陳述をしていただいた先生も同席されています。

○仲村家治委員 相談役というのは、就任するときに理事会とかで承認は必要ないんでしょうか。

○名城文夫参考人 自分は、理事会を通す必要性は法的にはないと理解しております。

○仲村家治委員 まさしくこの履歴書だとかよくそういった相談役だからある程度の発言があるか分からないんですけども、どういう方が相談役になるかというのは学校にとっても理事会にとっても運営上大変重要だと思うんですけど。その方が就任するときに皆さんの声は反映されていないということですか。

○名城文夫参考人 全く反映されていないです。理事会に報告もなかったです

し、あと顧問弁護士の方が実はうちの自宅まで来て4時間くらい喜舎場理事と一緒に議論したことがあるんですけども、そのときに相談役のことは御存じですかって質問したんですけども、知りませんとおっしゃってました。後からこの発言自体は間違いだったと判明したんですけども。

○仲村家治委員 そうすると、皆さんが一番学校の運営で理事会の中で理事をなさっていて、そういう方にも何の報告もなく、よくよく調べたら過去に問題があるんじゃないかということが分かったのでしょうか。

○名城文夫参考人 いろいろ調べた結果、犯罪歴があったりとか実刑判決を受けていたりとか、過去に専門学校とかに入り込んでいろいろやっていた事実が判明しております。

○仲村家治委員 まず、いろんな問題・課題が水面下で、私たちが知らないところにあるような感じがするんですけども、先ほどの第60条に関して、県としてもそういう過去犯罪歴がある方、それが抵触しないかもしれないけれども、やっぱりある程度学びの場でそういった方が相談役になるというのは問題があるんじゃないかという認識を持つべきだと思うんですよ。だから、私はもう少し県がこの第60条に基づいてある程度調査をして、こういう状況じゃまずいんじゃないですかというアドバイスぐらいはやるべきだと思うんですけども、それを作用されていない結果、今ずっと皆さんが苦勞しているのではないかなと思うんですけど、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○名城文夫参考人 そういう考え方で間違いないと思います。

○仲村家治委員 あと先ほどPTAの話があったんですけども、特にPTAの話というのはお子さんが在学ということで子供が一沖尚は県でも1位、2位を争う進学校ですよね。ましてや、もう来年、今3年生だったらもう入試がある。そういう子供にとっては大変デリケートな時期じゃないですか。そういう中でやっぱり学校側から何だかんだの圧力がかかって、今回も参考人として出席したかったけどできないと先ほどおっしゃっていたんですけど、そういう事実というのは本当にあるのでしょうか。

○名城文夫参考人 これは実際にPTAの常任委員会で読み上げた文章、全部読むと長いので一部読み上げますけれども、その中で、くだんの陳情には沖縄

県が時間をかけて正式に調査した結果、一切問題として指摘していない点について沖縄尚学と尚学院の間で違法な利益相反の取引を行ったであるとか、何の根拠もなく理事長は反社会的勢力と関係があるかもしれないというような相談役に任命したなどということが記載されていると。ただ、今触れた陳情にそれぞれの指摘、いずれも極めて悪質な虚偽と評価に基づくものだと考えており、このような業務妨害とも言える陳情に関与した方々をP T Aの役員に就任していただくことは健全なP T A運営を考えれば認められないと。

このようなことを含めて文書警告も送ったりして、かなりプレッシャーがかかっているのが事実だと思います。

○仲村家治委員 この文書はどなたに宛てられたものですか。

○名城文夫参考人 これはP T Aの常任委員会で読み上げたものを文字起こししております。この名義は理事長名義、理事長補佐代読、弁護士作成となっております。

○仲村家治委員 この場にはどれぐらいの方がいらっしゃったんですか。

○名城文夫参考人 私はその場にいなかったのですが、何人いたかというのはちょっと存じ上げてはいないです。まあそれなりに。

○仲村家治委員 それで、このようにまさしくP T Aに対しても要らないことをするなというような形で、今回もなかなか参考人として来るとまた子供にも影響があるという話は直接私も聞きました。

これだけ名門である沖尚の中で、理事会も含めてP T Aも含めて大変な状態になっているというのを、皆様がそうやって体を張って訴えていることに対して、県は出向の件は調べたかもしれないけど、それ以上のことはしてもらっていないということに対して私は大変遺憾に思っておりますので、陳情者の中にも第三者機関をとということも書かれていますし、その前に委員長、名城、喜舎場さんがおっしゃっていることも確かに必要ですけど、一方通行じゃ駄目なので、やっぱり学校側のほうからもぜひ参考人としてお話を聞いて、その中でまた第三者機関が必要なかどうかと私どもは判断していきたいと思っておりますので、その辺のお取り計らいよろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 これはまた後で皆さんで協議いたします。

○仲村家治委員 以上です。ありがとうございました。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 総務私学課としては不正行為はなかったというのは、尚学院から尚学学園ですね、学校への職員の出向の手續の契約に関してのみと。それ以外の不正送金や相談役の件はこれから調べるということですよね。それによろしいですよ。

○名城文夫参考人 私が総務私学課の宮平班長と話したときはそういうふうにおっしゃっていました。

○國仲昌二委員 総務私学課としてはしっかりそういった調査はすると思いますので、そこを前提にまたちょっと質問していきたいと思います。

先ほど子供たちへの影響ということで説明がありました。多分いろいろ影響があると思うんですけども、ただ、外から見ていると例えば高校野球、今度地区予選で優勝しました。そういうものを見ていると、外から見るとということなんですけれども、そんなに影響ないんじゃないかというような印象も受けません。

その辺についてはいかがでしょうか。

○名城文夫参考人 現状は現場の先生方が踏ん張っていて、また現場の先生方も経営がどうなっているかというのは触れる機会がほとんどないんですけども、ただし、学校の中で突然顧問弁護士が理事長、副理事長抜きでPTAの総会に参加していたりとか、ちょっとおかしいんじゃないかと思うところはだんだんと出てきていると思うんですけども、現状は現場の先生方が直接生徒と接している、頑張っているのも、生徒への影響は直接的にはまだそんなに出ていないと思われまうんですけども、やっぱり先生方も報復人事で急に降格されたりとか、辞職に追い込まれたりとかということがだんだんと既に露呈してきていますので、早く問題解決しないと今後影響はあるものだと理解しております。

○國仲昌二委員 現状として、子供たちの動揺というんですかね。そういったものの現状はどういうふうに見ていますか。

○名城文夫参考人 故副理事長がこの10年、15年ぐらいは実質学校の経営を担ってきていたわけですがけれども、一番生徒の前面に出てきて学校の方針を決めていたりというところなんですけれども、実際に副理事長が例えば英検全国で1位にしたりとか、空手を導入したりとか、国際化を進めたりとかということは副理事長が前面に立って行ってきたんですけれども、実際に副理事長がお亡くなりになったときに理事長がほぼ全面否定されて、いわゆる国公立に何名、医学部に何名受かればいいんだ的のところに戻そうという動きがありまして、それについてやっぱりPTA、保護者、生徒から、その辺を見て入学したのに今後どうなるんですかと。そこが学校の売りの一つでもあって、そこを見て入ってきた生徒たちは今後どうなるんだというところで、保護者や生徒から結構意見が出ているのも事実です。

○國仲昌二委員 それで、理事長が今年1月の始業式で生徒を前に発言したというのがかなり不適切ではないかというような話を聞きましたけれども、それを具体的にちょっと教えていただけますか。

○名城文夫参考人 具体的に申し上げますと、何点かありますけれどもかいつまんで申し上げますと、例えば本人、理事長自身が私は教育の神であるとか、あるいは自分の意見に反する人たちは全て悪だと。人種はと言いましたね一私に反対するような人種は悪だというような発言があったので、これはインターネットとかにも苦言を呈している生徒もいたように思います。

○國仲昌二委員 卒業生の皆さんも声を上げているということで陳情も提出されているかと思うんですけれども、その卒業生の皆さんの意見についてはどうですか。

○名城文夫参考人 やはり卒業生の皆様からも陳情書が出ていたと思うんですけれども、過去に。やはり現状、相談役の件であったり顧問弁護士の件であったり、あるいは今後教育の方向がどうなるんだろうとかというところは当然懸念していますので、OBの方々と私も直接何人かお話ししましたがけれども、やはり第三者委員会等を立ち上げてきっちり調査した上で、現状を把握して、よりよい方向に持って行ってほしいという要望は切にあります。

○國仲昌二委員 それと、先ほど卒業式のことでもいろいろお話がありました。

生徒、まあ卒業生ですね、生徒たちの心情がよく表れていると思うんですけども、この辺をもう一度詳しく説明をお願いします。

**○名城文夫参考人** 私が伺っている範囲内で申し上げますと、まずアルバム作成をしている生徒会役員のほうに学校側から圧力がかかって、いわゆる故副理事長の写真は掲載できないとか、そこに触れる記事等も削除、追悼文とかも削除というふうに伺っていますし、あとお別れの会をやりたいと一当然だと思うんですけども、これを一旦約束しながらほごにされているという現状と、あと卒業式に故副理事長の席を用意したい、これはバツ。遺影を掲げたい、駄目と。こうやって副理事長の存在そのものを全否定されるような、皆さん3年から6年間副理事長にお世話になってきた生徒ですけども、非常に憤慨しているとともに心を痛めたと聞いております。

**○國仲昌二委員** この学校現場で子供たちが伸び伸びと教育を受けられないというのは、非常に私のほうでも心配をしています。

先ほど話があったように総務私学課としても調査中ということなので、しっかり対応していただきたいということを要望して私は終わります。

**○又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

**○平良昭一委員** 何点かちょっと質問させていただきたいと思います。この問題は総務企画委員会のほうにも11月の定例会、そして2月、6月の定例会でもそれぞれ卒業生の有志、あるいは保護者等からも陳情が上がってきて、いろいろ疑問な点を審査してきたような経緯がございますけど、しかし、その中で総務私学課とのやり取りの中でやっぱり不透明さがあって、今回6月の陳情が出てきたというふうに私は理解しておりますけど、これまでの総務企画委員会で議論をしている中で、名城さん、あるいは喜舎場さんの中でも疑問等があればまず先にお聞かせ願いたいと思います。

**○名城文夫参考人** まず、今年の初めに総務私学課の班長と電話でお話ししたときには、先ほど申し上げたように下地課長はあくまでも出向の部分について違法性がなかったという答弁をやったんだと。ですから、1月末をめぐりにその他の部分についても結論を出す方向で頑張りますというふうに報告を受けていたんですが、音沙汰なしでそのまま異動になったみたいなんですけれども、だ

からその残りの部分というのはかなりの量の証拠書類、録音等を当時の監事が総務私学課のほうに出しているんですけども、どこまで読んだのか、録音を聞いたのかという部分はかなり不透明だと思います。実際には録音はまだ全部聞いていないというふうに今年の初めの時点ではおっしゃっていたので、提出した書類の審査がどこまで進めるかかなり不透明だと思います。

**○平良昭一委員** そういう経緯があって、第三者機関を設置して真相をはっきりしていただきたいというような陳情の中でのことだと思います。総務企画委員会の中でも、名城さんがおっしゃるとおりそれなりの真剣さが見られないというようなことが一このままやっていると学校の運営、特に子供たちの教育環境については最悪のパターンになってしまうだろうという危惧をしていることはよく理解はしております。この陳情の4点の記載事項については、やっぱり関係者を呼んで聞いて判断すべきだろうというふうに私たちは思って今日御足労願ってはいますけど、これまでの聞く話によりますと、ちょっと私もこの役員にPTAの関わりを持ってきた一人として、私学の中では理事会等いろいろあるような状況がありまして、この理事会とPTAの関係というのとは一体どんなものなんでしょうか。

**○名城文夫参考人** 私が理事をやっていたときには、少なくとも理事会とPTAの交流というのは一切なかったと思います、直接的には。

**○平良昭一委員** ということは、学校の運営に対しては理事会とPTAはそれぞれの権限を持ってやれるような状況があるんですか。

**○名城文夫参考人** 自分が理事をやっていたときにはそうだと思いますけれども、現状はどうかというと、理事長、副理事長及び顧問弁護士のほうがPTAの人事にまで介入してきているというのが現状だと思います。

**○平良昭一委員** PTAの中に理事会が介入してくるということに関しては、どのような見解を持っていますか。

**○名城文夫参考人** これは必ずしも、自分はもう理事ではないので理事会に参加していないので何とも言えないですけども、いろんなPTAの保護者とかからも自分は直接聞き取りもしましたけれども、実質的には理事会というよりも理事長と副理事長と顧問弁護士が、いわゆる理事長の運営に関して苦言を呈

しているPTAの役員の方々に直接圧力をかけているという状況だと思います。

○平良昭一委員 この理事会の中には顧問弁護士も入っているんですか。

○名城文夫参考人 顧問弁護士は理事ではないですけども、私が理事会に出席しているときには、まず突然やってきたんです、顧問弁護士が。紹介もないし、何でそこにいるかも誰も言わないのに、理事長の斜め後ろに顧問弁護士がある日突然理事会で座っていたのが現状で、理事でもないですし、あくまでも顧問弁護士、部外者なので、その人間が何で理事会に出席しているのかというのはいまだに疑問だと思います。

○平良昭一委員 先ほどお二人は理事であったということで、理事を解任された。その手続上というのは、先ほどの中では理事会の過半数が必要だと一承認が必要だということですけど、その手続は踏まれたんでしょうか。

○名城文夫参考人 手続を踏むために、いわゆる新任の理事を一遍に4人入れることをやりました。それだけで評議員のたしか3分の2の可決がないと理事は解任できないので、たしか理事を解任させられる日にいきなり新たな評議員を十三、四名、一気に入れて、同日に解任決議も評議員と理事会で行うと。だから、突然評議員の十何人の履歴書を渡されても読めないですし、その場で判断しろと言われてもまともな判断はできないので、自分はその評議員を新たに入れる件については反対票を投じましたけれども一ですから、その評議員に関して吟味する時間もない、明らかに理事2名を解任するために急遽、数合わせするために理事と評議員を入れたというところだと理解しております。

○平良昭一委員 何か話を聞いていると、株式会社の総会屋みたいな感じですね。それぐらい意図的にやられているようなことが感じられるんですけど、まずこの理事会の運営自体が理事長の権限そのものの発令みたいになっているようなことは感じますけど。私はそう感じますけど、どう思いますか。

○名城文夫参考人 理事会は監事も客観的に見て形骸化しているという意見がありましたけれども、かなり御高齢の元尚学院の職員だったり、現状の職員だったり、身内だったりという者で固められているので、法的には三親等以内、人数制限には引っかかっていないですけども、じゃ実質どうかと見たときには

明らかに文科省の趣旨には反していると思います。

○平良昭一委員 分かりました。

今回の6月の陳情についての参考人でありますけど、ちょっと聞きたいと思いますが、先ほど話がありましたけど、PTAにも圧力がかかってきている。陳情を出したからだと思いますが、PTAに圧力がかかって、会長も選挙で選任されたけど辞めさせられたというような言い方していますけど、このPTAの会則等の中で会長を選任するときにはどういう形の中で選任するのでしょうか。

○名城文夫参考人 PTAの会員の選挙で選任されていると理解しております。

○平良昭一委員 PTAの中で選任されてきて、それを学校側、先ほどの理事会とかにも承認が必要なんですか。

○名城文夫参考人 会則上も法律上もPTAは独立しているものだと思いますので、必ずしも理事会に承認を得る必要はないと理解しております。

○平良昭一委員 とあれば、先ほど学校側がPTA会長を解任したというようなことがありますけど、その点に関してはどういう見解ですか。

○名城文夫参考人 解任する権利があるかどうかも疑問だと思います。

○平良昭一委員 その辺、PTAあたりの考え方、特にこの会長さん、なぜ私が解任されないと一選挙で選ばれたわけですね。その中で理事会から解任される筋合いも何もないという見解ですので、そうなると学校の運営に関してPTA、いわゆる保護者の役目というのは全く果たせていないわけですよ。それ自体が学校の一番の問題点になるんじゃないかなと私は思いますけど、どういう見解を持ちますか。

○名城文夫参考人 PTA、あるいは保護者、その後ろに生徒もいらっしやるんですけども、この辺が学校に対して意見も言えないと。意見を言うと解任されたり圧がかかるというような現状、あるいはPTAの保護者、苦言を呈したお子さんが学校で差別されるというようなことは絶対教育機関としてあって

はならないことだと理解しております。

**○平良昭一委員** 最後に、今回の陳情の中の4点目ですね。県において第三者委員会による調査期間中は理事会、評議員会の権限を停止し、第三者委員会の監督の下、中立かつ客観的な代理機関の設置を要求するということですが、この4点目というのは今お話しされたように、いわゆる差別、子供たちが差別されてもいけないという状況があるわけですよ、調査する中でも。とにかく止められてしまうような状況があって、差別、あるいは先生も左遷されるような、辞めていくような状況ができています。これは異常ですよ、はっきり言って。公立学校でこんなことがあったら大変なことになりますよ。私学であるからこそういふごちゃごちゃしたような状況になっているかもしれませんが、同じ子供たち、同じ年齢で同じような目的を持っている教育現場なんですよ。そこに対して3回も陳情が出ているということは、私は異常だと思っています。その中で今日お呼びをしましたが、さらに私は疑問が深まってしょうがない。子供たちの教育というのはそれじゃ駄目ですよ。周りというのは支えていくものであって、子供たちを批判する、差別するものでもない。そのような状況をつくらうとしていることに大変危惧していますので、これは一方的な話を聞くだけじゃなくて、私は今この皆さんの陳情の言われている状況を、いわゆる理事長ですか。そして顧問弁護士さんはどうか分かりませんが、その辺も聞く必要が、委員長、私はあるかなと思うんですよ。その辺はまたみんな議論していきたいなと思いますが、とにかく私はこれは普通じゃないと思っていますので、最後にこれどう思いますか、私が普通だと思っていないことに関して。

**○名城文夫参考人** 極めて異常な状況だと思いますし、陳情の最後に書いてある権限停止については多分監事の権限だと思いますけれども、監事自体は、理事会が機能していなくて今後学校に悪影響、被害を及ぼすような状況のときには理事会とか理事長の権限停止をする権限は持っていると思いますけれども、その辺の協力があればできることかもしれないですけれども、ハードルは高いと思います。

**○又吉清義委員長** 平良委員、仲村委員から要望もありますので、後で協議させていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 それでは幾つか質問をさせていただきます。既に何名かの委員が質問されたことと少し重複する部分も出てくるかもしれませんが、その辺はよろしく願います。

まず、陳情文書の中から質問を少ししますのでよろしく願います。諸問題に関して声を上げた理事、教職員や保護者に対し圧力をかけ、人事にも圧力をかけているというふうに記されています。その辺、特に教職員に対する圧力、そういったものについてもう少し具体的にお話しいただけますか。

○名城文夫参考人 まず、理事長の意見に反対した教職員の理事がいらっしやったんですけれども、結局全ての役職を解任されて、本人も精神的にかなり追い込まれて、たしか1か月ぐらい入院するような羽目になっていたと思いますし、あと評議員も解任されていますね、一部。あと先生方で、例えばこの学校は30年ぐらい組合もなかったんですけれども、組合を設立するということになって、それに関わっていた先生をやっぱり弁護士と理事長と副理事長で呼び出して圧をかけたりということで、これは連合のほうでも問題になっている今やっている最中だと思いますけれども、あとはやはり苦言を呈した先生で役職を解かれた先生がほかにもいました。これは英語科の主任だったと思うんですけれども、いわゆる沖尚が英検で日本一になった立役者なんですけれども、いろいろあって主任の座を解かれて、かなり追い込まれて、やはり精神的にもかなり苦痛を受けたみたいで多分今学校に来られない状況になっていると思います。こういった形で挙げれば結構あるんですけれども、代表的な例としてはそういう形でやっぱり苦言を呈したり、学校にちょっとでも意見をしたりというところで報復人事的なことが普通に行われていると思います。

○山里将雄委員 子供たちへの影響というのが一番心配されることで、ほかの委員からの質問もあったんですけれども、やっぱりきちんとした教育をしていくためには先生たちの健全な状況、精神的な状況も必要だと思いますので、その辺で少し心配するわけなんですけれども、現在も尚学院からの出向の教師というのはいるんですか。

○名城文夫参考人 私が最後に把握していた時点では、たしか10人前後尚学院から出向されている方がいらっしやると思います。

○山里将雄委員 今現在も10人ほどいらっしやるのか。

○名城文夫参考人 多分いると思います。

○山里将雄委員 先ほど言ったとおり、職員の状況が心配な部分もありますので、どうなのでしょう。今現在の状況として職員の皆さんの今の立ち位置とか、状況といいますか、そういった学園で起こっていることに対しての今の教職員の皆さんの状況というのはどんなですか。

○名城文夫参考人 基本的に物が言いづらい、意見が言いづらい、非常に風通しの悪い状況。やっぱりその辺を危惧して、それだけが目的ではないですけども、やはり先生の人権を守る。学校をもっとよりよいところに導くために組合を設立したと聞いております。これも設立に当たっては顧問弁護士だったり理事長サイドからはかなり圧力はあったように聞いていますけれども、先生方は学校よくしたいだけです。別に理事長に反対するわけでも賛成するわけでもなく、何が学校にとって一番いいんだろう、生徒にとって一番いいんだろうというところを考えているだけなんです。ただ、それがやっぱり意見を言うと降格人事があったりとか圧がかかったりとかということになると、やはり組合をつくって最低限の権利を守っていかざるを得ないというような状況だと思います。

○山里将雄委員 それと組合自体は実際に設立できたわけですね。今教職員はどれぐらいの数がいらっしゃるんですか。

○名城文夫参考人 ちょっとはっきり数は申し上げられないんですけども、かなりの数がいて、設立も終わっていますし、きちんと機能している組合にはなっております。

○山里将雄委員 組合に加入している数ではなくて、教職員自体は何名ですか。

○名城文夫参考人 たしか教職員は事務方も入れると一ちょっとこれは調べたほうがいいと思うんですけども、たしか200人弱ぐらいはいると思います。

○山里将雄委員 分かりました。

次の質問をしますけれども、この間の陳情書の中で尚学学園の元相談役と顧問弁護士との関係について調査することを要求するというふうになっているん

ですけれども、これは要するに先ほどから言っている元相談役、あるいは顧問弁護士の反社会的勢力との関係についてきちんと調査してほしいということなんですか。

○名城文夫参考人 実際に調べた範囲内では相談役—元相談役ですね、もう解任されていますけれども、犯罪歴があったり実刑判決を受けていたり、沖縄でも専門学校に介入したりとかというようなことも実際に起きていますので、そういうことが最近東京とかでも結構頻繁に起きるようになってきているので、そういうものに学園が巻き込まれないといいなというところを懸念しておりますし、いろんな形で影響が出ないといいなと。実際には相談役が、先ほど申し上げたように顧問弁護士を連れてきており、来てすぐにこういう確認書類、いわゆる理事長に対してこうしたほうがいいですよみたいなものを連名で出していたりもしていますので、そこはやはり普通の経営陣であれば最低限の善管注意義務はあるかなとは思っております。

○山里将雄委員 もし本当に反社会的勢力との関係があるとすればこれは大きな問題だと思いますけれども、この辺の件について警察に相談なさったとか、そういうことはございますか。

○名城文夫参考人 もともと学校自体が法的には一般の企業より法律が緩くて、実際には理事とか相談役を入れる際にチェックが今まで物すごく甘くて、チェックすらしていなかったりということが起きているので、その辺は今後コンプライアンスをもうちょっと一学校も文科省からそろそろコンプライアンスを立ち上げたほうがいいんじゃないかと。義務ではないですけど、そういう意見も出ているので、私が理事のときはコンプライアンスを立ち上げるためにいろいろ動いてほぼほぼ理事長からも承認をもらっていましたが、今こういうことになっていて多分コンプライアンスは働きづらくなっていると思います。

○山里将雄委員 それじゃ、先ほどの弁護士と元相談役との関係についてなんですけれども、この弁護士さんは元相談役との、いわゆる反社会的勢力かもしれないと言われている元相談役との関係を尋ねたときに、最初は関係ないと…。

○名城文夫参考人 喜舎場元理事と自分、3人でミーティングをしている際に、元の相談役はどんな方ですかと言ったら、知りませんとおっしゃっていました。

○山里将雄委員 その後は関係を認めていると。

○名城文夫参考人 この件についてP T Aの会合で、今回退任させられている元P T A会長の方が学校の集まりで顧問弁護士に、あなたをこの学校に連れてきたのはどなたですかと言ったときに、答えなかったそうです。ですから、今となつてはその関係性をなるべく出したくないというような動きを感じられます。

○山里将雄委員 その関係について皆さんが把握していらっしゃるようなことはありますか。

○名城文夫参考人 実際に元理事である教職員から供述書も取ってしまして、実際に元の相談役が物理的に顧問弁護士を連れて理事長に会いに来た場に同席されている方もいますので、そこは関係性を否定するのは非常に難しい状況だと思います。

○山里将雄委員 分かりました。その辺が非常に気になるところではあるんですけども、また質問を変えますけれども、監事からの指摘があったと。その後、その監事さんも解任されているというようなことだったんですけども、監事の指摘、具体的にはどんな内容の指摘があったんですか。

○名城文夫参考人 まず、自分が最後に出席した理事会で一番最後に監事がおっしゃっていたのは、この理事会は意見が自由に言えない、そういう理事会だと。実際には多種多様な人を理事会に入れて、いろんな意見があつてしかるべきなのに、理事会が形骸化してきているという旨発言がありました。その後、その旨総務私学課のほうにも報告に行っている次第です。

○山里将雄委員 そういったいろんな学園内で起こっている問題について、総務私学課のほうには一応全て報告しているというふうにおっしゃっていたんですけども、今皆さんが総務私学課に対して一番要望していること、要求していることは何になりますか。

○名城文夫参考人 まず、総務私学課の意見ですと法令違反がなければ何も動かないというスタンスなんですけれども、私学法の第60条にもあるとおり、実

際にはやっぱり不適切な経営をやっているのであれば、法律云々問わず文科省の通達に明らかに沿っていないような不適切な運営をしているのであれば、本来総務私学課、最終的には知事名になると思うんですけども、措置命令を出すことができる権限があるわけですから、ちゃんと調べて現状を把握して、提出した書類、録音も全部聞いていただいて、ちゃんと判断することが望まれると思います。

○**山里将雄委員** 我々県議会としてもどんなことができるかよく分からない部分もあるんですけども、ぜひその辺は皆さん、それから県のほう、一体となってその解決に向けていけばいいかと思っております。

以上です。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** お疲れさま、お願いします。

総務私学課に話をされた最後の日はいつでしょうか。月でもいいです。

○**名城文夫参考人** 宮平班長と話したのは、多分今年の初めと、異動になる直前にもしかしたら1回話しているかもしれないし、あとちょっと名前を忘れましたが、新任の班長とは一度電話で話したという記憶があります。

○**西銘純恵委員** それで、6月に今の要求で陳情を出されたということですけども、この間陳情審査をして、さっき出向についてはということで班長とありましたとあったんですが、その後、陳情審査のときに総務部長はもちろん、課長とかもみんな参加してやったんですけど、これまでこの事案については文科省の担当者と相談したり沖縄労働局とも相談をして、県はずっとこの問題についてはどうしたものかということでやり取りをしているという回答があったんですね。

それで、やっぱり私立学校というのは独自の教育理念や校風を持っていて、その自主性が尊重されます。その学校法人の運営についてはちゃんと理事会があるし、そこで自主的に運営するというのを踏まえて、県としてもどこまで手が入られるのかということも今でも試行錯誤しているんだろうなと思って、その6月議会の前に総務私学課長が私たち議会に対して、本件陳情に関する資料要求を議会がやったものについて、尚学学園及び尚学院に対して県が

行った行政指導に係る資料とか、今年の2月15日付通知とか、あと尚学学園監事から総務部に提出された報告書ですね、これが去年の11月6日付ということで、この大事な資料関係はみんな提出されて、それをいろいろ文科省とも相談していると思うんですよ。

それで、先ほどから学校運営についてとても長い私学の歴史を持っている数少ない県内の尚学学園がこういう状況にあるというのは、みんな本当に憂慮していると思うんですかね、心痛めているわけです。今やり取りを聞いて一つ学校の中で解決できそうなのというのは、先ほど名城さんが話された教師に対する解任とか圧力とか、その問題が内部で頑張っただけで組合の設立の動きがあるというところは、そこは学校内で解決に向けていく一つの動きだと思うんですが、これについてももう一度御意見を伺いたいと思います。

**○名城文夫参考人** 先生方一人一人だとかなり難しい問題なので、組合ができたことによって個人対学校ではなくて、ちゃんと組合を通してそういう議論が適正になされるようになっていくということは、一部分でありますけれども、解決するに当たっては前向きだと思います。

**○西銘純恵委員** もう一つ、監事が理事長の権限を停止できると思うという先ほど話がありましたけれども、この監事の役割というのが法的にも相当強いものがあるなと思いましたが、この件に関しても自浄というんですかね、学園を正常にしていくということになるのかなと思うんですが、もう一度御意見ください。

**○名城文夫参考人** これはかなりハードルの高い問題だと思いますけれども、学校に明らかに被害が及ぶ、危害が及ぶというときには、監事の判断で資格停止ということを行えるというふうに理解しておりますけれども、かなりハードルの高いことだと思いますし、前の監事—今日定理先生はちょっと来られなかったんですけれども、監事は手続の不備で解任されたというような経緯があって、それ以降に連れてきた監事の方はそれなりの経歴の方々ですけれども、これを推薦したのは私が聞いているやに、顧問弁護士の方が推薦して連れてきているというふうに理解しております。

**○西銘純恵委員** あと評議員の解任—評議員も数を増やして、理事の皆さんお二人を含めて理事長の以降に沿うような理事会、最高の決定機関に持っていこうとする思惑で動いたということなんですけど、これは文科省の趣旨に反して

とおっしゃったんですが、少し詳しく話してもらえますか。

**○名城文夫参考人** 御存じのとおり法律も私学法も大分変わりました、どちらかという創設者一族といえどもやっぱり学校を私物化するのはよくないと。当然独自性の教育をしていくという自由はありますけれども、学校を私物化するのは駄目だということで三親等以内の数を限ったりとか、理事は全員無限責任を負うとか、一般の企業の統治にだんだん近い方向に導いていこうという動きがある中、イエスマンしか理事に入れないとか、実際そういうふうだんだんできていますけれども、というような独善的な理事会及び評議員になりつつあるというのは、明らかに文科省がより民間の企業に近いようなちゃんとした理事会を持って統治させようと。理事会を最高決定機関にしようと。その理事会が身内だけで好き勝手やらないようにという趣旨でいろいろ法律は変わったわけですが、その法律には違反していないですけれども、理事会の中身がほぼほぼ利益相反者で固まっているという事実、あるいは理事長自身が公言しているような、自分の言うことを聞かない人は理事から外し、理事になれるのは自分の言うことを聞く人だけだというのは理事会で何度もおっしゃっているので、それは明らかにやっぱり文科省が推奨している自由で開かれた理事会、ちゃんと意見が言える理事会、責任を負う理事会としては不適切かと思います。

**○西銘純恵委員** 今の理事会構成である限りは、全て理事長の言うままに今後もういくというところを憂慮されている、そこを何らかの形で、おっしゃるような自由で意見が言い合えるような理事会にしたいというところで何らかの働きかけを求めているということによろしいですか。

**○名城文夫参考人** それも一つではあります。

あとは理事長自身、私は仲人もやってもらったぐらい付き合いも長いんですけども、理事長自身は立派な方ですし、理事長自身高齢で大分衰えは見え隠れしますが、教育にも熱心でありますし、それなりに実績も持っている方で、それなりに社会でも認知されてリスペクトされている方ですけども、その周り一相談役であったり、今までもいろんなM資金の人とか、いろんな不穏な人たちが周りで権限をお持ちなので、利用しようとする方々が来て、そういう方々がこの5年、10年ぐらい周りに結構いらっしゃるんですけども、自分が懸念するのはやっぱりそういう方の影響が理事長に及び、理事長権限もございまして、理事長が利用されて、利用されている間に理事会の構成だった

り学校の人事だつたりにとんどん介入してきている事実もありますので、従業員規則も書き換えて顧問弁護士を通さないといけないみたいな人事、学校の人事ですけれども、あまり聞いたことないんですけれども、そういった形でとんどんそういう人たちの影響が学校に及ぶのを非常に懸念しております。

○西銘純恵委員 元相談役という方について、この間県は反社会的勢力と関係ある人については県警が捜査中と言っているんですけど、この人が今でもこの学園の關係に何か関与しているということで捉えてよろしいですか。

○名城文夫参考人 こうやって連名で理事長に、相談役と顧問弁護士で連名でいろんな意見を過去に行っている以上、普通に経営者の善管注意義務としてはこれは今はつながっていないという保証はどこにもないわけで、普通に考えると相談役がそういう方であれば、その相談役が連れてきた弁護士、関係性のある弁護士と一緒に意見を言っていた弁護士も、私が経営者であれば注意しないといけない立場だと思えます。

○西銘純恵委員 最後に、生徒の前で理事長が不適切な発言をされた。そこは事実としてこれが明らかになったときに、理事長資格そのものも問われているのではないかと思うんですけれども、これをどのようにして明らかにできるのかというところは何か考えていらっしゃいますか。

○名城文夫参考人 過去の理事長の不適切な発言等は、実際理事会でも日常的に行われていた事実もありまして、それについては総務私学課のほうに録音とか文字資料とかも含めて提出しておりますし、全校生徒の前で発言したことについてはネットとかでも若干載っていたりもしますし、事実確認するのはそんなに難しい問題ではないと思えます。

○西銘純恵委員 最高の理事長という学校運営に責任を負う方の発言ということでは、これから厳しく見ていかなければいけない一何らかの形ができるのかなと思っております。

質問を終わります。ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 簡潔に幾つかお尋ねします。

まず陳情に至った思いですね。皆さん方は、これ相当な覚悟・決意が必要だと思うんですね。学校の内部では解決できないということでこの陳情に至ったのか、名城さんからは先ほど来出ているので、補助者の喜舎場さんから簡潔でいいですからその決意・覚悟っていうんですか、これ相当の覚悟がないと私はできないと思うんですね、県議会に出すというのは。その辺の思いがあったらお聞かせください。

○喜舎場静夫補助者 この陳情書に関しての気持ちとしては、非常に学校が皆様のお力を借りたいということの気持ちで出したんです。それは、これはインサイダーでは無理だということで、アウトサイダーの力を借りたいということで、皆様のお力を借りてできなかったら、次は文科省だということで、そういう形で考えを持ってこの陳情書を出したんです。

○渡久地修委員 県は補助金出してますよね、それが適正に運営されているのかとか、そういった方面からしっかりとやっていく必要があると思うんですけど。今日お話聞いて一陳情書にもありましたけれども、ちょっと見過ごせないなというのが幾つか出てきたんで、1つは反社勢力との関係というものが述べられましたけれども、これは単なる陳情者の皆さんの憶測なのか、あるいは学校ではほとんど公然たるみんなに周知されている事実なのか、その辺はいかがですか。

○名城文夫参考人 この件については先生方でも経営に携わっている上層部の方々は知っていると思います。実際に反社という定義は難しいんですけども—これは逆に総務私学課のほうで実際に県警にチェックしてほしいというふうには陳情していますけれども、実際に調べるといろいろ出てきますし、自分もいろいろつてを使って調べましたけれども、実際に実刑判決が下っているような人物だということも判明しておりますし、県内でもいろいろ専門学校とかに入り込んだりとか、いろいろ引っかけ回したりしているという事実は私も喜舎場も認識しております。

○渡久地修委員 元相談役って元がついていますがけれども、尚学学園の相談役はいつまで務められたか御存じですか。

○喜舎場静夫補助者 元相談役は辞令をもらって1か月後に辞めされたのと

いう形になってます。辞令が去年の10月くらいじゃなかったですかね、11月ごろに元相談役のうわさがマスコミのほうから学校に流れたんですよ。ちょうどタイミングが悪くて、顧問弁護士がそばにいたんですね、そのマスコミからの報告があった段階で。それで顧問弁護士は一緒ですから一関係していますので実際まずい状態になったので理事長に向かってこれは学校から外すということになるんだったら、脱税で出しましょうということで判断したんですよ。それで彼は学校からしばらく離れたんです。3月に顧問弁護士から理事長に向かって、もう警察からも税務署からも脱税に関しては全く何もなかったということで、4月1日にこの相談役が学校に来ました。お土産をいっぱい持ってきて事務局にも配って、先生にも配って。ただタイミング的に皆様御存じのようにYouTubeの動画の中でこの相談役の一4月中旬頃に動画が出てくるんですよ。その中でこの相談役と顧問弁護士さんとの関係も動画の中で出てくるので、そのときに私の理解では顧問弁護士に相談役が相談したみたいで、何か訴えを起こされないかということで、この動画つくっている皆様に。それで手を引くんですね、学校に来なくなるんです、この相談役は。今実際学校には4月中旬から一そのお土産を持ってきた後、学校には姿を全然見せてません。

**○名城文夫参考人** 自分の記憶では、去年の10月末の理事会の時点では既に相談役は退任されていまして、相談役の任命から退任までは元副理事長が亡くなった7月14日から10月30日の間だったと思います。これは調べれば分かりますけれども。というのは10月30日の理事会で監事からも提案がありまして、自分からも提案したのはその相談役が入ることになった経緯が理事会に説明されていないと。実際に何で退任させられたかも経緯説明がないと。その間に沖尚自体が相談役から現金と車、家具、カーペットの寄附を受けていたんです。900万円相当ですか、これも返却するに至った経緯も理事会に全く説明なかったし、尚学院のほうも元相談役から100万円寄附を頂いているようなんですけども、その辺の経緯の説明が一切理事会にないのはいかなものかっていうふうに監事からも提案があったんですけども、それに対して学校側からは一切答えはなかったです。

**○渡久地修委員** 分かりました。あと3点目ですね、次確認したいんですけど。先ほどPTAの関係者、卒業生なんかも陳情を出されたと。それについて圧力がかかっていると、子供たちにも。実は私たちが一番心配したのはこの点だったんですよ。とてもこの点心配していて、だから参考人招致どうするかということになった。私たち自身とても自重したんです、慎重に慎重に。ところ

が先ほどのお話でそういったことが起こっているということにこれは見逃せな  
いと思うんですけれども、再度この分かっている範囲で先ほどの部分だけなの  
かほかにも一特に子供たちに対する差別とかいじめとかそういった実態がある  
のかその辺ちょっとお聞かせください。

**○名城文夫参考人** 当然先生方はそういうことがないように最大限の努力はし  
ています。ただし、保護者の一PTAは保護者全体ですけれども、保護者の中  
でやはり苦言を呈したPTAの役員が学校側から圧力かけられているという事  
実を認識したときにこの圧力がかかっている役員の子供と自分の子供が仲よく  
していたら同じようにもしかしたら悪い扱いを学校側から受けるんじゃないか  
ということで、この役員の子供とはもう関係するなとかしゃべるなとかこうい  
うことが起きていて、実際に学校側が差別している一子供を差別するというこ  
とは私は聞いていないですし、先生方もそれがないように最大限努力をしてい  
ると思うんですけれど、学校側がそういう苦言を呈している人たちに圧力をか  
けたことによって、結果、子供の間で分離が発生しているというのは当然よい  
状況ではないと思います。ですからPTAの役員の方、今日来る予定だったん  
ですけど、子供のことが一番心配なので今日は欠席させていただきますという  
ことになってます。

**○渡久地修委員** 先ほど読み上げたPTAの総会での文書でしたか、あれも聞  
いていてちょっと大変だなと思ったんですけれど、この陳情というのは国民・  
県民の権利なんですよね。憲法で保障された基本的人権なんです。憲法第16条  
に請願権というのがあって、これは誰でも保障された権利だと。それを出した  
ことによっていかなる差別もやってはいけない、受けてはならないというのが  
憲法第16条でちゃんとうたわれているんですよね。それがこのように、まして  
や教育の場で起こっているというのは、ここまで来ると今度は県議会の一私た  
ちの問題になってくるので、そこはしっかり県議会としてどう対処するのかと  
いうのは私たちは私たちとして対処しないとイケない。同時に、子供たちに対  
してそういったいじめとか起こらないような慎重な対応も当然必要になってく  
ると思うんですけれど、その辺に関しては特に子供たちへのいじめとかそう  
いったのをなくしていく上での対応の仕方ということに対して、何か御意見が  
あればお聞かせください。

**○名城文夫参考人** ですから、今学校の中で先生方、あるいは保護者、あるい  
はOBの方、物すごく発言ができづらい状況。ちょっとでも意見を言うと、も

しかししたら差別されるんじゃないかとか、いじめられるんじゃないかとか、そういうことがあるので相当萎縮して風通しが悪い状況になっていると思いますので、ここはやはり中立的な第三者委員会を立ち上げて、そうすると多分ちゃんと意見を述べる機会が与えられればちゃんと何が起きているかという現状把握ができると思いますので、その現状を把握した上で今後どうしていくのかという対応できるかなと個人的には思っております。

○渡久地修委員 ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。  
花城大輔委員。

○花城大輔委員 参考人の皆様、お疲れさまです。

質問の中で、生徒への直接的な影響は出ていないというようなお話がありましたけど、卒業式と卒業アルバムの件はそうではないというふうに聞いていて思ったんですよね。生徒からの要望があったのにもかかわらず、それが通らなかつた。でも、ここで一番大事なのは、この件に対して生徒に説明があったかどうかだと思うんですよ。その辺について何か情報は持っていますか。

○名城文夫参考人 私が聞いたところによると、多分ちゃんとなぜそうなっているかという納得のいく説明はなかつたと聞いております。

○花城大輔委員 あと、今日結構踏み込んだ発言が多かつたと思っていて、特に圧力とか反社とか、その辺について大丈夫かなというようなところも思ったんですけど、これについて証拠みたいなものとか、またはそれを証明するようなすべを参考人はお持ちですか。

○名城文夫参考人 反社にというところについては、逆に自分たちとしては県のほうにちゃんと調査をしてもらえないかと。というのは、これは当然センシティブな話であって、そういう意味では県がちゃんと調査するべきだと。ただ、自分のつてを使ったり調べた範囲内では、この人物が実際に実刑判決を受けている人物だというのは間違いのない事実なので、そこから先、これが県のほうであればいろんな機関を通じて、もっと情報を当然取れるわけですから、その辺は県がしっかりと調査してもらえないかというふうな依頼を元理事、当時まだ現役の理事でしたけれども一と監事で県に陳情に行った次第です。

○花城大輔委員 最後にはしますけれども、最終的には第三者委員会の設立、設置を求めておられますよね。ただ、今までの県のやり方については到底納得できるような内容ではないというところもありました。

それでちょっとお尋ねしたいんですけれども、仮に今後何名かから意見もあったように学校側の意見も聞いてみるというところを経て、第三者委員会を設置する流れになったと仮定します。どのような構成メンバーでどのような形でというようなイメージがあればちょっと聞かせてください。

○名城文夫参考人 これはやはり直接的に学校に関与していない人たち、外部者であるべきだし、あとは総務私学課が選定しているのであればこれは中立性を保てるかどうかというのはちょっと疑問なので、残念ですけど。そうすると、やはりより本当にちゃんと中立性を担保できる方々を、逆にここにいらっしゃる皆様が納得できるような、中立性をちゃんと担保できる人をまず選ぶことが物すごく重要かなと考えております。

○花城大輔委員 大変ありがとうございました。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第114号に係る参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

名城文夫参考人、喜舎場静夫補助者、大変ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人退室。その後、陳情第114号に係る参考人の招致についてを議題に追加するかどうか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第114号に係る参考人の招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これより陳情第114号に係る参考人招致についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の出席等について協議した結果、尚学学園理事長及び副理事長を招致することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第114号に係る審査のため、参考人の出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その他の細部については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義